

○研究あれこれ

副 総 理 の 怒 り

井 岡 康 時

大和同志会副総理、藤井彦五郎は深く静かに怒っていた。どうしてこのような言葉を使うのだろうか。しかもこれは公文書ではないか。

藤井の前には大正12(1923)年5月18日付の「磯城庶第九〇号 部落職業別戸数等ニ関スル件」という表題のある文書が置かれている。差出人は磯城郡役所。担当郡書記の氏名と押印もある。宛名は初瀬町長。藤井はただちに郡役所の担当郡書記に抗議の電話をかけた。

恐らく郡書記は当惑したことであろう。「一貴部落内ニ於ケル矯風部落ノ職業戸数等ニ関シ、別紙様式ニ依リ調査シ、来ル二十五日限り回答相成度及御照会候也」いったいこの文面のどこがよくなかったのだろう。

電話の向こうの郡書記にはむろん見えなかったが、初瀬町役場に届いた文書には、藤井の手によって「矯風部落」の各文字に朱筆で○が記されていた。「矯風部落」とは何事か—これが藤井の怒りの理由であった。

藤井は静かに、しかし、怒りをこめて話しはじめた。「自分ハ只今大和同志会ノ副総理兼社会係トシテ毎日西走東奔シテ居リマス、(中略)会ノ主義方針ト致シマシテハ何事モ温健ニ事変ヲ調和スルノガ私等ノ任務デアリマス、ガ、監督官庁タル郡役所ヨリ斯克ノ如キ名称ヲ附セラレテ、然モ公文書ダ各郡内ノ役場へ通達サル、ニ就キマシテハ黙認シテ置ク訳ニハ参リマセン」

「矯風部落」という言葉に藤井はどのような怒りを覚えたのだろうか。「矯風」とは風俗矯正の意味で、明治30年代からはじまった奈良県の部落改善事業が「矯風事業」と名付けられていたのは周知のことである。この事業は一定の成果を収めたものの、部落差別の責任を被差別部落の側に押しつけ、風俗を正すことで部落差別の撤廃をはかろうという考え方は、当然のことながら住民から強い反発を受けた。しかし、そのことだけで、今、藤井が怒るのは理に合わない。藤井自身、若いころは各被差別部落に結成された「矯風会」で部落改善に取り組んだ経験を持っている。もう少し、藤井の言い分を聞いてみよう。

「發送サル、役所モ役所ナレバ、受理シテ受附判ヲ押ス町村長モ町村長ダ、初瀬町長君ガ本日欠勤、御出勤ナレバ小生ハ町長殿ニ向ヒ、初瀬町ニ矯風部落

ト云フ大字ハ何処ニ存在スルカ、大ニ糾弾スル積リデアリマシタ」—どんな集落にもそれぞれの地名があり、固有の伝統や文化を伝えている。それを十把一絡げに、しかも「矯風」の名をもって呼ぶとは何ということか—藤井の心情を推し量ればこうしたことになるのではないだろうか。

大和同志会は部落改善、水平社は差別の糾弾—従来のこのような単純な理解を近年の研究は許さず、それぞれの組織に部落差別を撤廃するという方向で一致しながらも、さまざまな思念が存在したことを明らかにしている。大和同志会副総理藤井彦五郎は、他の多くの同人がそうであったように、決して部落改善だけの人であったのではない。それぞれに多様な被差別部落の歴史とありように熱い思いを抱いていたのであろう。

藤井の怒りの電話は記録されて県立奈良図書館所蔵の県行政文書(大正11年「矯風事務書類」)のなかに綴り込まれているが、こうした史料の背後を考え抜いていくことで、部落差別撤廃をめざした人びと、一人一人の思想の幅の広さ、奥行きが明らかになり、さらにそのことを通じて、未来に向かって差別をなくすための方途を考える手がかりが得られるのではないだろうか。

具体的な地域の特徴を考えず、歴史の実際に立脚しない部落史研究に、今も藤井の怒りの声は向けられている。

「矯風部落ト云フ大字ハ何処ニ存在スルカ」と。

(史料センター研究指導主事)